

外国子会社から受ける配当等の益金不算入等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表八(二)

外国子会社 の名称等	名	1				
	本店の所在 又は事務 主所	国名又は地域名	2			
		所在地	3			
	主たる事業	4				
	発行済株式等の保有割合	5				
	発行済株式等の通算保有割合	6		%	%	%
益金 不算入	支払義務確定日	7				
	支払義務確定日までの保有期間	8				
	剰余金の配当等の額	9	()	()	()	()
	(9)の剰余金の配当等の額に係る外国源泉税等の額	10	()	()	()	()
	法第23条の2第2項第1号に掲げる剰余金の配当等の額の該当の有無	11	有・無	有・無	有・無	有・無
	法第23条の2第3項又は第4項の適用の有無	12	有・無	有・無	有・無	有・無
	損当(9)の元本である株式又は出資の総数 又は総額につき外国子会社により 支払われた剰余金の配当等の額	13	()	()	()	()
	損当(13)のうち外国子会社の所得の金額の 計算上損金の額に算入された金額	14	()	()	()	()
	損金算入対応受取配当等の額 $(9) \times \frac{(14)}{(13)}$	15	()	()	()	()
	益金不算入の対象とならない損金算入配当等の額 (9)又は(15)	16	()	()	()	()
(16)に対応する外国源泉税等の額 $(10) \text{ 又は } ((10) \times \frac{(14)}{(13)})$	17	()	()	()	()	
剰余金の配当等の額に係る費用相当額 $(9) - (16) \times 5\%$	18					
法第23条の2の規定により益金不算人とされる 剰余金の配当等の額 $(9) - (16) - (18)$	19					
措置法第66条の8第2項又は第8項の規定に より益金不算入とされる剰余金の配当等の額 (別表十七(三の七)「23」+「24」)	20					
(16)のうち措置法第66条の8第3項又は第9項の規 定により益金不算入とされる損金算入配当等の額 (別表十七(三の七)「25」)	21					
(9)のうち益金不算入とされる剰余金の配当等の額 $(19) + (20) + (21)$	22					
法第39条の2の規定により損金不算入とされる 外国源泉税等の額 $(10) - (17)$	23					
(23)のうち措置法第66条の8第14項の規定により 損金不算入の対象外とされる外国源泉税等の額 (別表十七(三の七)「28」)	24					
(10)のうち損金不算入とされる外国源泉税等の額 $(23) - (24)$ (マイナスの場合は0)	25					
益金不算入とされる剰余金の配当等の額の合計 (22欄の合計)	26				円	
損金不算入とされる外国源泉税等の額の合計 (25欄の合計)	27					

【No.67】6欄は、他の通算法人が保有する株式の数等を含めて算出し、その割合は25%以上となっていますか。
また、租税条約で保有割合が軽減されている場合、自己が単独で保有する割合は、軽減割合以上となっていますか。

【No.68】7欄は、当事業年度中の日付となっていますか。

【No.69】8欄は、6月以上の期間となっていますか。

【No.4】当事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.70】27欄の金額を別表四で加算していますか。

令六・四・一以後終了事業年度分